

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸 入 廃 棄 物 : 無

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

管理番号	許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力(D区画)
1	県直営の 為なし				

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 :
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 :

	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物
許可都道府県・政令市	秋田県	秋田市
許可の有効期限	別紙許可証のとおり	別紙許可証のとおり
事業区分	別紙許可証のとおり	別紙許可証のとおり
産業廃棄物の種類	別紙許可証のとおり	別紙許可証のとおり
許可の条件	別紙許可証のとおり	別紙許可証のとおり
許可番号		

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物デー

させない。

3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（処分代金・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し一定の期日を定めて処分代金を支払う。但し、乙の請求に係る分は、収集・運搬業者である秋田協同株式会社（秋田県秋田市）に請求を委任する。
2. 甲の委託する産業廃棄物の処分代金は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分代金についての消費税は、甲が負担する。
4. 処分代金が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となった

ときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明し保証する。
 - (1) 自らまたは役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」という）が反社会的勢力でないこと
 - (2) 自らまたは役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
 - (3) 自らまたは役員等が自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、または、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと
2. 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。
3. 甲及び乙は、相手方が第1項の規定に違反したことにより、前項の規定に基づき本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が第1項の規定に違反したことにより、第2項の規定に基づき本契約を解除した場合、自らに損害が生じた時には、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第13条（反社会的勢力の定義）

前条の反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、及び、暴力団関係団体

- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
- (3) その他反社会的勢力

第14条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
地方独立法人 秋田県立医療機構
理 事 長 遠 藤 博 之 印

乙